

矢板市とちぎ結婚支援センター会員登録補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を望む市民を支援するため、とちぎ結婚支援センター（以下「センター」という。）の会員登録に要する経費を補助することについて、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 矢板市内に住所を有している者
- (2) 令和4年4月1日以降にセンターに登録していること。
- (3) センター登録時に、45歳以下の未婚者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 婚姻後に継続して市内に居住する意思を有すると認められること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、センターの入会登録に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、補助対象者1人につき5,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、センターの会員登録後、速やかに規則に定める補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) センターの会員登録証の写し
- (2) センターの入会登録料の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請をすることができる期間は、センターに登録した日から1年以内とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則に定める補助金等交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則に定める補助金等交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により補助金を受領したときは、交付決定者に対し、既に交付した補助金の返還を請求することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。